

薬剤師資格証（HPKIカード）の申請について

岐阜県薬剤師会 総務委員会 薬剤師 DX グループ

○ 令和4年9月26日より薬剤師資格証（以下、HPKIカード）の申請が再開されます

令和5年1月より電子処方箋の発行が可能となります。その電子処方箋を薬局で受け、電子処方箋を調剤済みとする時に、薬剤師自らのHPKIカードが必要となります。

日本薬剤師会は、まず令和5年1月上旬までに全国すべての薬局の管理薬剤師にHPKIカードを取得して頂けるよう管理薬剤師の受け付けを9月26日から開始しました。

注）電子処方箋の基盤となるオンライン資格確認の導入は、義務化となりました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

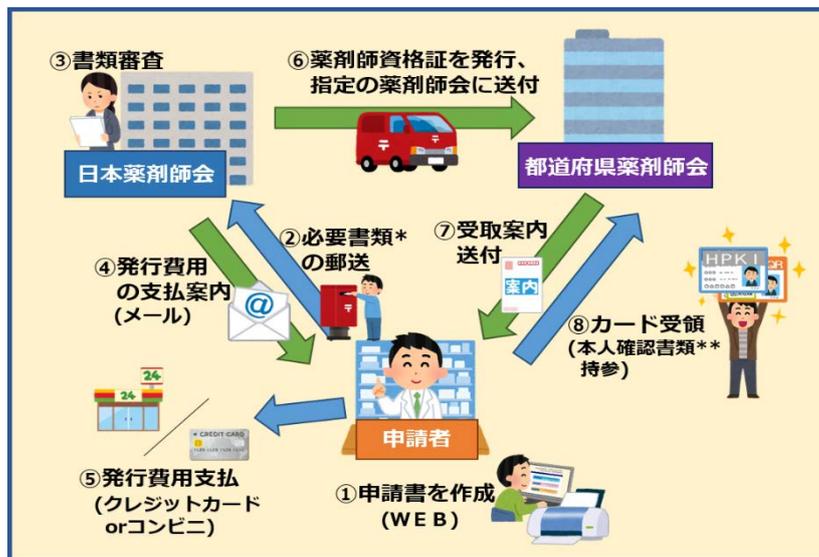


○ HPKIカードの申請と受取り

HPKIカードは薬剤師個人の資格証であるため、本人による申請が必要となります。

またHPKIカードは申請者本人以外の受取りはできません。

なお受取り場所もご自身が申請時に選択した都道府県薬剤師会、地域薬剤師会により指定された場所以外では受取ることができません。



薬剤師資格証（HPKIカード）の申請等の詳細は専用サイトをご確認ください。

☆ 日本薬剤師会認証局ホームページ

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html>



○ 薬剤師資格証（HPKIカード）利用費

定 価：26,400円（税込）/5年

会員価格：19,800円（税込）/5年

（会 員：日本薬剤師会 A 会員、B 会員）